

## 手続きの簡易化に関するガイドライン改正等について

1. 手続き簡易化WGは、PFI導入に当たっての課題として事務負担の削減や手続き期間の短縮が指摘されている中、サービス購入型PFI事業を対象に、PFI手続きの簡易化方法について検討するため、宮本委員長代理を座長とし、8名の構成員によって、平成25年12月から平成26年4月まで4回にわたり開催した。
  
2. WGにおいては、PFI事業未実施地方公共団体への普及も念頭においてガイドラインの見直しを行い、その成果をできるだけ早く地方公共団体に活用していただく観点から、手続き簡易化に関する以下2つのガイドラインの改正については、他のWGの成果に先行してとりまとめた。
  - ・「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」
  - ・「VFMに関するガイドライン」
  
3. また、ガイドライン改正に合わせて、地方公共団体の実務担当者を対象として、手続き簡易化の具体的な方策を解説するとともに、手続きに必要な書類作成のための各種作成素材を付した「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続き簡易化マニュアル」をとりまとめた。

(参考)

## ガイドラインの見直しの背景

第32回PFI推進委員会（平成25年11月28日開催）において、PFI事業全体の取組を推進するため、総合部会の下に3つのWGを設置し、ガイドラインの検証・見直しを行うこととされ、これまで、各WGにおいて関連するガイドラインの検証・見直しについて進めてきたところ。

